

北区廃棄物管理責任者講習会 確認テスト

○か×で解答してください

	問題	解答
問1	廃棄物管理責任者に選任されたら、30日以内に選任届を北区に提出しなければならない	
問2	プラスチックをごみとして捨てる場合の分別方法は家庭ごみと事業系ごみで同じである	
問3	家庭ごみは一般廃棄物、事業系ごみは産業廃棄物となる	
問4	産業廃棄物を排出するたびに廃棄物処理業者はマニフェストを発行しなければならない	
問5	事業用建築物の再利用計画書は毎年5月末までに提出しなければならない	
問6	事業者は廃棄物を廃棄物処理業者に渡した以降はその廃棄物の処理責任は廃棄物処理業者に移る	
問7	廃棄物処理業者が不適正な廃棄物の処理を行った場合、その廃棄物の排出事業者が責任を問われることはない	
問8	事業者は廃棄物の減量に努めなければならないと廃棄物処理法に規定されている	
問9	従業員が不法投棄をした場合、不法投棄をした従業員のみが罰せられて、その従業員を雇用している法人が罰せられることはない	
問10	北区の事業系廃棄物の現状では、「その他紙類」と「厨芥類」の再利用率が低いため、さらなる廃棄物の減量のためには、これらの再利用を推進することが重要である	

北区廃棄物管理責任者講習会 受講連絡票

受講日	
建築物名称	
建築物所在地	
受講者法人名・職名	
受講者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
修了証送付先 (建築物所在地以外に 送付する場合)	
その他連絡事項	

(記載例)

北区廃棄物管理責任者講習会 受講連絡票

受講日	令和6年4月1日
建築物名称	北区清掃ビル
建築物所在地	北区豊島8-4-3
受講者法人名・職名	北区清掃株式会社 清掃課長
受講者氏名	北区 太郎
電話番号	03-3913-3077
メールアドレス	
修了証送付先 (建築物所在地以外に 送付する場合)	〒114-8508 北区王子本町1-15-22 北区清掃本社ビル 北区清掃株式会社 清掃課長 北区太郎
その他連絡事項	